

重要事項説明書

通所リハビリテーション

医療法人晴生会

介護老人保健施設 葵の園・神栖

重要事項説明書

R6 年 6 月 1 日 現在

1. 施設の概要

(1) 施設の名称等

- ・施設名：医療法人 晴生会 介護老人保健施設葵の園・神栖
- ・開設年月日：平成 23 年 9 月 1 日
- ・所在地：茨城県神栖四丁目 8 番 30 号
- ・電話番号：0299-90-1177
- ・FAX：0299-90-1830
- ・管理者名：山本 正博
- ・介護保険指定番号 介護老人保健施設 (0855280012 号)

(2) 介護老人保健施設の目的と運営方針

介護老人保健施設は、看護、医学的管理の下での介護やリハビリテーション、その他必要な医療と日常生活上のお世話などの介護保健施設サービスを提供することで、入所者の能力に応じた日常生活を営むことができるようにして、1 日でも早く家庭での生活に戻ることができるよう支援すること、また、利用者の方が居宅での生活を 1 日でも長く継続できるよう、短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）や通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）サービスを提供し、在宅ケアを支援することを目的とした施設です。

この目的に沿って、当施設では、以下のような運営の方針を定めていますので、ご理解いただいた上でご利用ください。

(3) 施設の職員体制

	デイケア	施設常勤	夜 間	業務内容
医 師		1 以上		医学的管理
事務長		1 以上		施設の管理運営指導
理学・作業療法士	2 以上	3 以上		リハビリテーション指導
介護支援専門員		1 以上		ケアプラン作成
看護職員	1 以上	10 以上	1 以上	看護全般
介護職員	2 以上	24 以上	3 以上	介護全般
管理栄養士		1 以上		栄養管理業務
支援相談員	1 以上	2 以上		相談全般
事務職員		1 以上		事務
その他		1 以上		掃除 運転

(4) 通所定員 40 名（月曜日から土曜日）

2. サービス内容

- ①通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）計画の立案
- ②食事（食事は原則として食堂でおとりいただきます。） 昼食 11 時 45 分～12 時 15 分
- ③入浴（一般浴槽のほか入浴に介助を要する利用者には特別浴槽で対応します。
ただし、利用者の身体の状態に応じて清拭となる場合があります。）
- ④医学的管理・看護
- ⑤介護（入浴・排泄・食事、レクリエーション等）
- ⑥リハビリテーション
- ⑦相談援助サービス
- ⑧栄養管理、栄養ケアマネジメント等の栄養状態の管理

- ⑨利用者が選定する特別な食事の提供
- ⑩基本時間外施設利用サービス（何らかの理由により、ご家族等のお迎えが居宅介護サービス計画で定められた通所リハビリ利用時間の終了に間に合わない場合に適用）
- ⑪行政手続代行
- ⑫その他、これらのサービスのなかには、利用者の方から基本料金とは別に利用料金をいただくものもありますので、具体的にご相談ください。

3. 協力医療機関等

当施設では、下記の医療機関にご協力をいただき、利用者の状態が急変した場合等の対応をお願いしています。

- ・協力医療機関

名称：医療法人 晴生会 鹿島神宮前病院
住所：鹿嶋市宮中 1995 番地 24

- ・協力歯科医療機関

名称：医療法人 藤仁会 歯科重藤
住所：鹿嶋市宮中 5278 番地 2

☆緊急時の連絡先

緊急の場合には、「契約書」にご記入いただいた連絡先に連絡します。

4. 施設利用に当たっての留意事項

- ・施設利用中の食事は、特段の事情がない限り施設の提供する食事をお召し上がりいただきます。食費は保険給付外の利用料と位置づけられていますが、同時に、施設は利用者の心身の状態に影響を与える栄養状態の管理をサービス内容としているため、その実施には食事内容の管理が欠かせませんので、食事の持ち込みはご遠慮いただきます。

5. 非常災害対策

- ・防災設備 スプリンクラー、消火器、消火栓、非常警報設備、非常通報装置等
- ・防災訓練 年2回（うち1回は夜間想定）

6. 禁止事項

当施設では、多くの方に安心して療養生活を送っていただくために、利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は禁止します。

7. 要望及び苦情等の相談

当施設には支援相談の専門員として支援相談員が勤務していますので、お気軽にご相談ください。（電話 0299-90-1177）

要望や苦情などは、担当支援相談員にお寄せいただければ、速やかに対応いたしますが、玄関に備えつけられた「ご意見箱」をご利用いただき、管理者に直接お申し出いただくこともできます。

苦情受付担当者 小川 由美

8. その他

当施設についての詳細は、パンフレットを用意しておりますので、ご請求ください。

◇介護保険証の確認

ご利用のお申込みに当たり、ご利用希望者の介護保険証・介護保険負担割合証を確認させていただきます。

◇通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）についての概要

通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）については、要介護者（介護予防通所リハビリテーションにあっては要支援者）の家庭等での生活を継続させるために立案された居宅サービス（介護予防サービス）計画に基づき、当施設を一定期間ご利用いただき、看護、医学管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上のお世話をを行い、利用者の療養生活の質の向上および利用者のご家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るため提供されます。このサービスを提供するにあたっては、利用者に関わるあらゆる職種の職員の協議によって、通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）計画が作成されますが、その際、利用者・扶養者（ご家族）の希望を十分に取り入れ、また、計画の内容については同意をいただくようになります。

◇利用料金（令和6年6月1日改正）

（1）通所リハビリテーションの基本料金

介護保険負担割合証の利用者負担割合（1割、2割、3割負担）に準ずる。

- ① 施設利用料（介護保険制度では、要介護認定による要介護の程度および利用時間によって利用料が異なります。 1単位=10円

[1時間以上2時間未満]

・要介護1	369 単位
・要介護2	398 単位
・要介護3	429 単位
・要介護4	458 単位
・要介護5	491 単位

[2時間以上3時間未満]

・要介護1	383 単位
・要介護2	439 単位
・要介護3	498 単位
・要介護4	555 単位
・要介護5	612 単位

[3時間以上4時間未満]

・要介護1	486 単位
・要介護2	565 単位
・要介護3	643 単位
・要介護4	743 単位
・要介護5	842 単位

[4時間以上5時間未満]

・要介護1	553 単位
・要介護2	642 単位
・要介護3	730 単位
・要介護4	844 単位
・要介護5	957 単位

[5時間以上6時間未満]

・要介護1	622 単位
・要介護2	738 単位
・要介護3	852 単位
・要介護4	987 単位
・要介護5	1,120 単位

[6 時間以上 7 時間未満]

・要介護 1	715 単位
・要介護 2	850 単位
・要介護 3	981 単位
・要介護 4	1,137 単位
・要介護 5	1,290 単位

[7 時間以上 8 時間未満]

・要介護 1	762 単位
・要介護 2	903 単位
・要介護 3	1,046 単位
・要介護 4	1,215 単位
・要介護 5	1,379 単位

② 8 時間以上の延長サービス : 1 時間 50 単位
: 2 時間 100 単位

③ 入浴加算 (I) : 40 単位 (II) : 60 単位

※通所リハビリテーション利用時間帯によっては、入浴サービスを提供できないことがあります。

④ リハビリテーションマネジメント加算 イ : 560 単位/月 (6 ヶ月以内)

※利用者に説明・同意を得る 240 単位/月 (6 ヶ月以降)

※1 月に 1 回以上会議を行う

リハビリテーションマネジメント加算 ロ : 593 単位/月 (6 ヶ月以内)

※利用者に説明・同意を得る 273 単位/月 (6 ヶ月以降)

※1 月に 1 回以上会議を行う

※評価し厚生労働省 (LIFE) に提出

⑤ 短期集中リハビリテーション実施加算 : 110 単位/日

(退院日または初回の要介護認定日から起算して 3 月以内)

⑥ 認知症短期集中リハビリテーション実施加算 (I) : 240 単位/日 (週 2 回個別リハ実施)

(退所又は開始日から起算して 3 月以内)

⑦ 認知症短期集中リハビリテーション実施加算 (II) : 1,920 単位/月

(月 4 回以上の個別リハ実施)

⑧ 生活行為向上リハビリテーション加算 : 1,250 単位/月 (開始から 3 ヶ月以内)

⑨ 移行支援加算 : 12 単位/日

(居宅訪問、サービス終了者が通所介護利用 27% 以上であること)

⑩ 中重度者ケア体制加算 : 20 単位/日 (要介護 3 以上が 30% 以上、看護師 1 名)

⑪ 理学療法士等体制強化加算 (1 時間以上 2 時間未満のみ) : 30 単位/日

⑫ リハビリテーション提供体制加算 (3 時間以上 4 時間未満) : 12 単位/日

(4 時間以上 5 時間未満) : 16 単位/日

(5 時間以上 6 時間未満) : 20 単位/日

(6 時間以上 7 時間未満) : 24 単位/日

- ⑬ 若年性認知症利用者受入加算 : 60 単位/日
- ⑭ 口腔機能向上加算 (I) : 150 単位 (II) : 160 単位 (月 2 回を限度、3 ヶ月以内)
※ (II) については科学的介護情報システム (LIFE) に情報提供する。
- ⑮ 栄養改善加算 : 200 単位 (月 2 回を限度、3 ヶ月以内 必要に応じて居宅訪問する)
- ⑯ 口腔・栄養スクリーニング加算 (I) : 20 単位 (II) : 5 単位 (6 月に 1 回)
- ⑰ 栄養アセスメント加算 50 単位/月 (栄養アセスメントを作成)
※科学的介護情報システム (LIFE) に情報提供する。
- ⑱ 重度療養管理加算 : 100 単位/日
- ⑲ 科学的介護推進体制加算 40 単位/月
心身の状況等 (ADL、栄養状態、口腔機能、認知) に関する基本的な情報を提供
※科学的介護情報システム (LIFE) に情報提供する。
- ⑳ 退院時共同指導加算 600 単位／1回
入院中に医療機関が作成したリハビリテーション実施計画書を把握しカンファレンス参加
- ㉑ サービス提供体制強化加算 (I) : 22 単位/日 (介護福祉士 70%以上)
サービス提供体制強化加算 (II) : 18 単位/日 (介護福祉士 50%以上)
サービス提供体制強化加算 (III) : 6 単位/日
(介護福祉士 40%以上、勤続 7 年以上の者が 30%以上)
- ㉒ 介護職員等処遇改善加算 (I) : 所定単位数に 8.6% の加算率を乗じた単位数で算定
- ㉓ 送迎を行わない場合 : △47 単位/片道
- ㉔ 高齢者虐待防止措置未実施減算 所定単位の 1/100
- ㉕ 業務継続計画未策定減算 所定単位の 1/100

※その他加算有り

(2) 介護予防通所リハビリテーションの基本料金

介護保険負担割合証の利用者負担割合 (1 割、2 割、3 割) に準ずる

施設利用料 (要介護認定による要支援の程度によって利用料が異なります。

1 単位 = 10 円 / 要支援 1 : 2,268 単位 要支援 2 : 4,228 単位

利用開始日の月から 12 月を超える利用時 要支援 1 : △120 単位 要支援 2 : △240 単位

※3か月に 1 回の会議、LIFE に情報提供により減算なし

- ① 栄養アセスメント加算：50 単位／月
 - ② 栄養改善加算：200 単位（月 2 回を限度、3 ヶ月以内 居宅を訪問）
 - ③ 口腔・栄養スクリーニング加算（I）：20 単位（II）：5 単位（6 ヶ月に 1 回を限度）
 - ④ 口腔機能向上加算（I）：150 単位（II）：160 単位（3 ヶ月以内に 2 回を限度）
 - ⑤ 若年性認知症利用者受入加算：240 単位／月
 - ⑥ 生活行為向上リハビリテーション実施加算
開始から 6 ヶ月以内：562 単位／月（リハビリ計画作成、目標期間を設定する）
 - ⑦ 選択的サービス複数実施加算（I）：480 円単位／月
選択的サービス複数実施加算（II）：700 単位／月
 - ⑧ サービス提供体制強化加算（I）：要支援 1 88 単位／月（介護福祉士 70% 以上）
要支援 2 176 単位／月
 - ⑨ サービス提供体制強化加算（II）：要支援 1 72 単位／月（介護福祉士 50% 以上）
要支援 2 144 単位／月
 - ⑩ サービス提供体制強化加算（III）：要支援 1 24 単位／月（勤続 7 年以上の者が 30% 以上）
要支援 2 48 単位／月
 - ⑪ 介護職員処遇改善加算（I）：所定単位数に 8.6% の加算率を乗じた単位数で算定
 - ⑫ 科学的介護推進体制加算 40 単位／月
心身の状況等（ADL、栄養状態、口腔機能、認知）に関する基本的な情報を提供
※科学的介護情報システム（LIFE）に情報提供する。
- (3) その他の料金
- ① 食費 昼食 500 円（おやつ・飲料代込み）税込
※原則として食堂でおとりいただきます。なお、（介護予防）通所リハビリテーション利用時間帯によっては、食事の提供ができないことがあります。
 - ② 教養娯楽費：100 円（非課税）：レクレーション等の費用として
 - ③ オムツ：紙パンツ：160 円（税込）/枚 紙オムツ：160 円（税込）/枚
パット：55 円（税込）/枚
 - ④ 複写物：55 円（税込）/枚
 - ⑤ 一般診断書：2,200 円（税込）/1 部 複雑なもの 5,500 円（税込）/1 部
年金・後見人等診断書 11,000 円（税込）/1 部
- (4) 支払い方法
- ・ 毎月 10 日までに、前月分の請求書を発行しますので、その月の 20 日までにお支払いください

ださい。お支払いいただきますと領収書を発行いたします。

- ・お支払い方法は、引き落とし、窓口現金支払（月曜日から金曜日）と銀行振込があります。

(5) 相談・苦情の受付について

表1 (行政機関・その他の苦情受付機関)

機 関 名	所在地 TEL FAX
茨城県国民健康保険団体連合会 介護保険課・介護保険苦情相談室	茨城県水戸市笠原町 978-26 市町村会館 3 階 TEL 029-301-1565 FAX 029-301-1579
神栖市 神栖市福祉部福祉会館 長寿介護課	茨城県神栖市溝口 1746 番地 1 TEL 0299-91-1700 FAX 0299-93-2399
潮来市 高齢者福祉課 高齢福祉 G	茨城県潮来市辻 626 TEL 0299-63-1111 FAX 0299-63-3636
鹿嶋市 健康福祉部 介護長寿課	茨城県鹿嶋市大字平井 1187 番地 1 TEL 0299-82-2911 FAX 0299-83-7809
行方市 保健福祉部 介護福祉課	茨城県行方市玉造甲 404 TEL 0299-55-0111 FAX 0299-36-2610
香取市 高齢者福祉課 介護保険班	千葉県香取市佐原口 2127 TEL 0478-50-1208 FAX 0478-79-6160

当事業所における、相談又は苦情等について下記の窓口を設置しております。

相談・苦情・虐待防止措置 受付担当者 介護老人保健施設葵の園・神栖
通所（介護予防）リハビリテーション
電話番号 0299-90-1177
担当 小川由美

相談・苦情受付解決・虐待防止措置責任者 介護老人保健施設葵の園・神栖
電話番号 0299-90-1177
担当 事務長 藤原貴徳

個人情報の利用目的

介護老人保健施設葵の園・神栖、利用者の尊厳を守り安全に配慮する施設理念の下、お預かりしている個人情報について、利用目的を以下のとおり定めます。

【利用者への介護サービスの提供に必要な利用目的】

[介護老人保健施設内部での利用目的]

- ・当施設が利用者等に提供する介護サービス
- ・介護保険事務
- ・介護サービスの利用者に係る当施設の管理運営業務のうち
 - 入退所等の管理
 - 会計・経理
 - 事故等の報告
 - 当該利用者の介護・医療サービスの向上

[他の事業者等への情報提供を伴う利用目的]

- ・当施設が利用者等に提供する介護サービスのうち
 - 利用者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所等との連携（サービス担当者会議等）、照会への回答
 - 利用者の診療等に当たり、外部の医師等の意見・助言を求める場合
 - 検体検査業務の委託その他の業務委託
 - 家族等への心身の状況説明
- ・介護保険事務のうち
 - 保険事務の委託
 - 審査支払機関へのレセプトの提出
 - 審査支払機関又は保険者からの照会への回答
- ・損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等

【上記以外の利用目的】

[当施設の内部での利用に係る利用目的]

- ・当施設の管理運営業務のうち
 - 医療・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
 - 当施設において行われる学生の実習への協力
 - 当施設において行われる事例研究

[他の事業者等への情報提供に係る利用目的]

- ・当施設の管理運営業務のうち
 - 外部監査機関への情報提供

重要事項説明書の同意書

介護老人保健施設葵の園・神栖の通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)を利用するにあたり、契約書に随伴した細則の「重要事項説明書」の説明を担当者から受けたので、ここに同意します。

説明日(事業者)

令和 年 月 日

説明者 _____ 印

同意日(利用者様)

令和 年 月 日

住 所 _____

氏 名 _____ 印

(代理人、若しくは連帯保証人様)

住 所 _____

氏 名 _____ 印